

東京高裁の決定について

平成24年7月24日
弁護士 渡邊 祐樹

東京高裁の決定は、「結論ありき」で、判断の理由も、本件の本質をとらえていない、表面的なものである。

例えば、本件解雇が、「懲戒処分」か「普通解雇」かが争われたが、組合が作成した解雇理由書には、「普通解雇」ではなく、「懲戒規定」の条項が記載されており、こちらが、「本件解雇は懲戒処分としての解雇である。・・・本件解雇は懲戒処分としての手続を満たしていないから、無効である」旨を主張したが、高裁は「懲戒処分であれば必要となる手続をとっていないのであるから、普通解雇を選択したことは明らかである」と、本件解雇を有効とするために、あえて事実と反する認定をしているのである。

また、眞壁氏が30年にわたり、これまで問題なく勤務してきたことがまったく考慮されていない。そして、眞壁氏を健康保険組合への加入を排除したことについても、「故意に虚偽の説明をしたものと認めることはできない」と、証拠と明らかに反する認定をしている。また、眞壁氏を会社構内から排除したことについても、高裁は「非在籍従業員の会社構内立ち入りについて、(会社が)組合の配慮を要請し、組合はこれを了解したこと」を排除の事実を否定する根拠としているが、会社と組合とが共同で眞壁氏を排除したとのこちらの主張がまったく無視されている。同様に、財形貯蓄の加入拒否についても、「財形貯蓄制度の利用資格は、組合員に限られること」を不当扱いを否定する根拠としているが、眞壁氏がそれまで財形貯蓄を利用してきた事実がまったく考慮されていない。

さらに、高裁は、眞壁氏が年金基金の規約改定に不同意としたことについて、「正当な行為と認めることは困難というほかない」としているが、少数者の権利を守るという司法の使命を放棄している。仮に、不同意としたことが正当な行為といえないとしても、これを解雇理由とすることの当否についてはまったく触れていない。

高裁までもがこのような判断をするようでは、労働者ひいては市民の司法に対する信頼は、失われるであろう。誠に残念な決定である。

以上